

平成 22 年 1 月 20 日

各 位

ハウスプラス中国住宅保証株式会社

ご 案 内

弊社は、エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項の規定に基づき、下記のとおり登録建築物調査機関として登録されました。

記

登 録 番 号 : 中国地方整備局長 第1号

登 録 年 月 日 : 平成22年 1月18日

業 務 範 囲 : 鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

業 務 開 始 : 平成22年 2月 1日

なお、『住宅事業建築主基準への適合性判定業務(住宅省エネラベル)』についても、上記業務開始と同時に開始いたします。詳細は、当ホームページ等でお知らせする予定です。

以上